

[諮問]

議案 1 「令和 5 年度 国民健康保険税の税率について」

	頁
1 . 基礎課税額に係る税率について	1
2 . 後期高齢者支援金等課税額に係る税率について	//
3 . 介護納付金課税額に係る税率について	2

1 基礎課税額に係る税率について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 82 号） （ 抜 粹 ）	関係法令 （ 抜 粹 ）
<p>1. 税率 【据置】</p> <p>所得割 <u>100 分の 8.0</u></p> <p>被保険者均等割額 （被保険者 1 人について） <u>21,000 円</u></p> <p>世帯別平等割額 （1 世帯について） <u>23,300 円</u> （特定世帯） <u>11,650 円</u> （特定継続世帯） <u>17,475 円</u></p> <p>令和 5 年度の税率については、令和 4 年度と同率、同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の 8.0 を乗じて算定する。</p> <p>（被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 21,000 円とする。</p> <p>（被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第 6 条 第 3 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 23,300 円 (2) 特定世帯 11,650 円 (3) 特定継続世帯 17,475 円</p>	

2 後期高齢者支援金等課税額に係る税率について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 82 号） （ 抜 粹 ）	関係法令 （ 抜 粹 ）
<p>1. 税率 【据置】</p> <p>所得割 <u>100 分の 2.6</u></p> <p>被保険者均等割額 （被保険者 1 人について） <u>6,200 円</u></p> <p>世帯別平等割額 （1 世帯について） <u>7,100 円</u> （特定世帯） <u>3,550 円</u> （特定継続世帯） <u>5,325 円</u></p> <p>令和 5 年度の税率については、令和 4 年度と同率、同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第 7 条 第 3 条第 3 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.6 を乗じて算定する。</p> <p>（被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第 8 条 第 3 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 6,200 円とする。</p> <p>（被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第 9 条 第 3 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,100 円 (2) 特定世帯 3,550 円 (3) 特定継続世帯 5,325 円</p>	

3 介護納付金課税額に係る税率について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和 42 年条例第 82 号） （ 抜 粋 ）	関係法令 （ 抜 粋 ）
<p>1 . 税率 【 据 置 】</p> <p>所得割 <u>100 分の 2.4</u></p> <p>被保険者均等割額 （ 被保険者 1 人について ） <u>7,400 円</u></p> <p>世帯別平等割額 （ 1 世帯について ） <u>6,400 円</u></p> <p>令和 5 年度の税率については、令和 4 年度と同率、同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（ 介護納付金課税被保険者に係る所得割額 ）</p> <p>第 10 条 第 3 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.4 を乗じて算定する。</p> <p>（ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 ）</p> <p>第 11 条 第 3 条第 4 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 7,400 円とする。</p> <p>（ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 ）</p> <p>第 12 条 第 3 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 6,400 円とする。</p>	